

那須塩原市軽度者福祉用具貸与費の例外給付の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における軽度者福祉用具貸与費の給付のうち市長の確認を必要とする給付(以下「例外給付」という。)について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)」の規定によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者及び対象福祉用具)

第2条 前条の規定における軽度者及び福祉用具の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1)軽度者 介護保険における要支援1及び要支援2、要介護1の者とする。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。
- (2)福祉用具 「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」とする。

(確認依頼申請書の提出)

第3条 居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)は、軽度者が例外給付の対象者であることの確認を受けようとする場合は、軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付の確認について(確認依頼申請書)(様式第1号)(以下「確認依頼申請書」という。)に必要書類を添付し、市に提出するものとする。

(確認)

①

第4条 例外給付の対象者の確認については、次の第1号から第3号までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見により判断されていること、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具が特に必要である旨が判断されていることを書面により確認する方法により行うものとする。

- (1)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
- (2)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- (3)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

(確認の通知)

第5条 市長は、前条の規定により確認した場合は、居宅介護支援事業者等に軽度者福祉用具貸与費の例外給付の確認について(通知)(様式第2号)により通知を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

この要領は、平成21年9月1日から適用する。

この要領は、令和4年2月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。